

仕様書

1. 件名

町内公衆便所清掃管理業務委託

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 履行場所

参照：別紙「位置図」

No	名称	場所
1	大石公園公衆便所	富士河口湖町大石2585番地
2	美術館芝生広場公衆便所	富士河口湖町河口3170番地先
3	他手合浜公衆便所	富士河口湖町精進264番地3
4	本栖県営駐車場公衆便所（A棟）	富士河口湖町本栖18番地先
5	本栖売店下公衆便所（B棟）	富士河口湖町本栖218番地3先
6	本栖公衆便所（C棟）	富士河口湖町本栖218番地先

4. 実施頻度

別紙のとおり

5. 業務内容

① 清掃

大小便器、洗面所、床、内壁、外壁、天井、建物外周の清掃を行う。

※業務で収集したゴミは、分別し受注者において処理すること。

② 設備等機能点検

ドアや窓、配管設備等の破損や不具合及び電球の球切れ等、施設の不具合箇所の有無について点検・確認を行う。

※不良箇所等があった場合は、写真等に記録し速やかに発注者に報告を行うこと。

③ トイレットペーパーの補充

※トイレットペーパーの調達は受注者が行うこと。

(参考) R7年度年間使用量 10,800個

【その他作業上の留意事項等】

- ・ 作業中は、立て看板等を設置し、利用者への配慮を行うこと。
- ・ 作業中は、言動に注意し、利用者とのトラブルを起こさないよう注意すること。
- ・ 作業従事者は、本業務に適した衣服を着用し、安全に十分注意すること。

6. 業務履行に係る費用

清掃用具、車両に係る費用、トイレットペーパー購入費等本業務に係る一切の費用は受注者の負担とする。

7. 報告

受注者は、作業日毎に作業日報を作成のうえ毎月に取りまとめ、作業月の翌月10日までに発注者へ提出すること。

8. 入札

入札書に記載する金額は、本業務履行に係る一切の経費を含むものとし、契約金中の総額（消費税を除く。）を記載すること。

9. 委託料の請求及び支払い

受注者は、作業実施月の翌月10日までに町に対し委託料の請求を行うものとする。発注者は、請求書受領後30日以内に支払うものとする。

10. 契約

本入札は、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前の契約準備行為であり、本業務に係る予算が成立した場合に、落札者（受託者）と令和8年4月1日以降に契約を締結するものとする。なお、本業務に係る予算が成立しなかった場合は、業務の発注及び契約の締結は行わず、本入札に要した費用を富士河口湖町に請求することはできないものとする。

11. 担当課

富士河口湖町役場 観光課

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に記載された事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議の上決定するものとする。

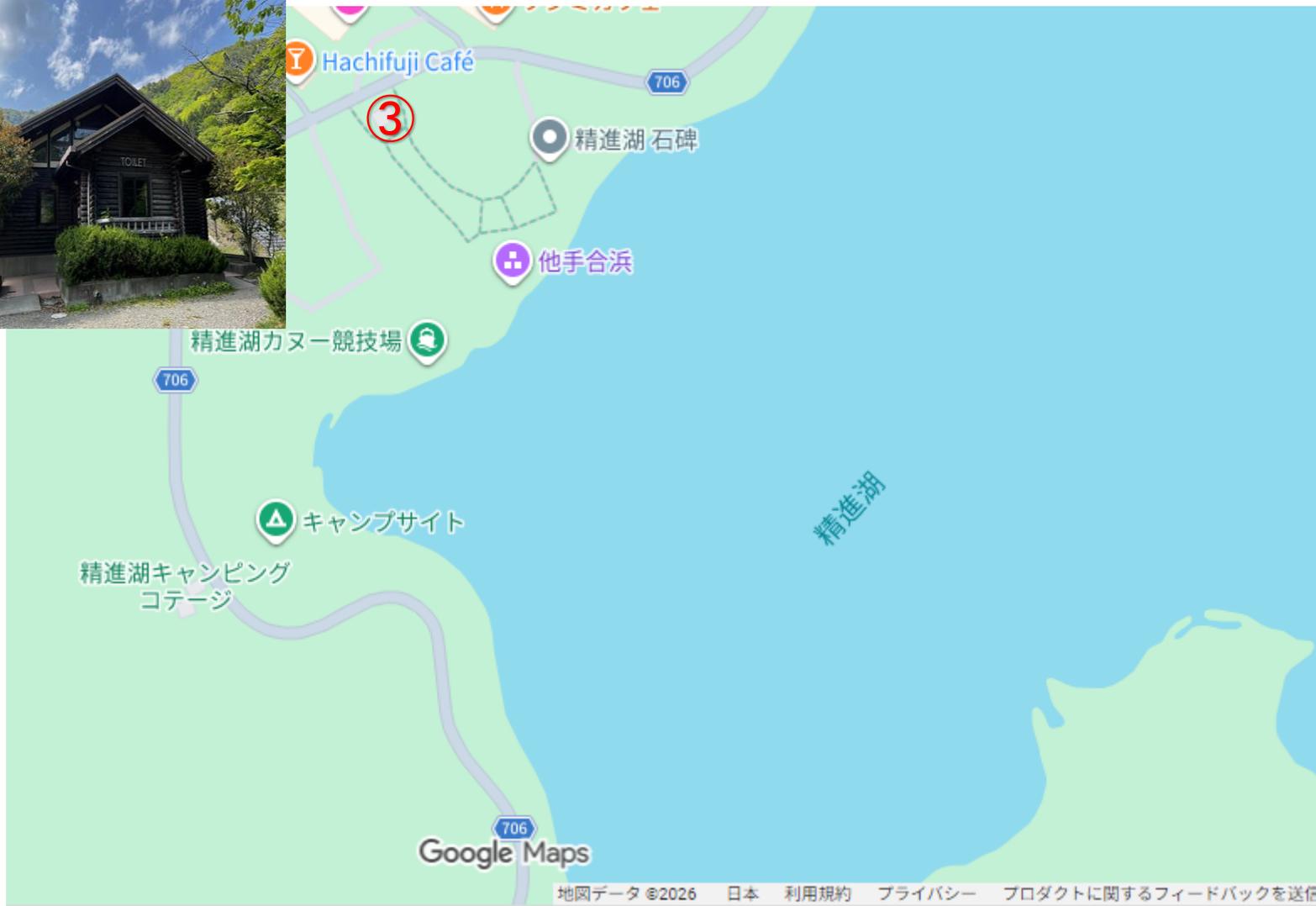
別紙 実施頻度等

No.	名 称	頻 度	日数	清掃回数	清掃延べ回数	清掃時間指定
1	大石公園公衆便所	毎日	365日	1日3回	1095回	9・12・16時
2	美術館芝生広場公衆便所	毎日 ※12月中旬～3月中旬 まで冬季閉鎖	275日	1日1回	275回	指定なし
3	他手合浜公衆便所	7月～9月 週3回 上記以外の月 週2回	120日	1日1回	120回	指定なし
4	本栖県営駐車場公衆便所（A棟）	7月～9月 週3回 上記以外の月 週2回	120日	1日1回	120回	指定なし
5	本栖売店下公衆便所（B棟）	7月～9月 週3回 上記以外の月 週2回	120日	1日1回	120回	指定なし
6	本栖公衆便所（C棟）	7月～9月 週3回 上記以外の月 週2回	120日	1日1回	120回	指定なし

位置図



- ①大石公園公衆便所
- ②美術館芝生広場公衆便所



③ 他手合浜公衆便所



④本栖県営駐車車場公衆便所(A棟) ⑤本栖売店下公衆便所(B棟) ⑥本栖公衆便所(C棟)